

# 麻 薬 譲 渡 流 れ

麻薬譲渡願（問合せ用紙）にて在庫確認をする。

※FAXにて送信後 FAXにて返答

別紙様式 3 麻薬譲受確認書・別紙様式 4 麻薬譲渡確認書へ記入（所在地、名称、品名、数量）押印し処方せんのコピーを揃え、取りに行く。

※薬局の方が必ず来られて下さい。

※確認書を渡した時点で、管理責任者は受取側になります。

譲渡薬局で、別紙様式 4 へ押印し、備考欄へロット番号を記載しお渡しします。この別紙様式 4 が譲受薬局の控えとなります。

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という）は、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、以下の点に注意してください。

- 麻薬の在庫不足のために、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を譲渡・譲受すること
- 許可に当たって付された条件を遵守すること
- 譲渡・譲受を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること
- 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、麻薬卸売業者や配送業者が行ってはならないこと
- 譲り渡す許可業者は、予製した麻薬ではなく、原末を譲渡すること

許可業者には以下のとおりの義務があります。

（報告について）

許可業者は、麻薬及び向精神薬取締法第 47 条に基づく都道府県知事への届出の際、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記しなければなりません。

（記録について）

許可業者は、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受についても、麻薬帳簿への記載を行わなければなりません。

（書類の保管について）

許可業者は、許可を受けた日から 3 年間、麻薬小売業者間譲渡許可書を保管しなければなりません。